

GREEN×EXPO 2027 瀬谷応援プログラムに関する 事務取扱要綱

制 定 令和6年5月17日
最近改正 令和8年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、2027年国際園芸博覧会（以下「GREEN×EXPO 2027」という。）の開催に向けて、開催地の地元・瀬谷区で行われる機運醸成の取組みに対し、横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会（以下「協議会」という。）が行う広報や資材配布について、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 この要綱における申請の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をするもの
- (2) その他協議会が不適当と認めたもの

(対象事業)

第3条 この要綱の対象となる事業（以下「対象事業」という）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) GREEN×EXPO 2027の機運醸成を目的とした事業又は事業内でGREEN×EXPO 2027の広報を行う事業。
 - (2) 主たる事業の場所を瀬谷区内とし、主に瀬谷区民を対象とする事業。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。
- (1) 対象団体の構成員のみを対象とする事業。
 - (2) 専ら営利を目的とする事業。
 - (3) その他協議会において、不適切と認めた事業。

(プログラム区分)

第4条 対象団体は、次のプログラムのいずれかを申請することができる

- (1) プログラム1 協議会のホームページ等でのイベントPR
- (2) プログラム2 ロゴ使用
- (3) プログラム3 花苗及びこれに付随する機運醸成に資する物品（以下、花苗等という）の譲受
- (4) プログラム4 協議会の名義使用

(プログラム内容)

第5条 この要綱におけるプログラム内容は、次のとおりとする。

- (1) プログラム1 協議会のホームページ等でのイベントPR
協議会が発行するニュースやホームページ、協議会が主催するイベント等での事業周知・広報
- (2) プログラム2 ロゴ使用
協議会が作成したロゴの使用
- (3) プログラム3 花苗等の譲受
各団体で所有する花壇の整備で用いる花苗等の譲受
- (4) プログラム4 協議会の名義使用
別に定める「横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会の名義使用承諾に関する事務取扱要領（以下「名義使用取扱要領」という）」の要件を満たす行事に対する、協議会の名義使用

- 2 プログラム3は、次の各号に掲げる条件のもと行うものとする。
- (1) 花苗の配布は、協議会の予算の範囲内で行うものとする。
 - (2) 花苗の配布は、協議会が別途に定める募集期間内に申請を行うものとし、期間外の申請は、不承諾として取り扱う。
 - (3) 申請団体の花苗の配布数の上限は、協議会が別に定めるところによる。
 - (4) 花苗を譲り受けた対象団体は、併せて配布される協議会が指定した広報用の花壇プレートを、花苗を植えた花壇に掲げなければならない。ただし、過去に花苗を譲り受けた場合であって、既に広報用の花壇プレートを掲げている場合は、この限りでない。
- 3 対象団体が、プログラム1から3と併せてプログラム4を申請しようとするときは、対象団体は、次条に定める申請書類と併せて名義使用取扱要領に定める申請書類一式を提出しなければならない。ただし、対象団体が、プログラム4の名義使用のみを希望する場合は、名義使用取扱要領で定める申請書類一式により名義使用の承諾を申請することができる。

(申請書類及び申請手続)

- 第6条 前条に定めるプログラムを申請する者は、別に定める期日までに、次の各号の資料を会長に提出しなければならない。ただし、会長が提出を要しないと認めるものはこの限りでない。
- (1) 「GREEN×EXPO 2027 瀬谷 応援プログラム」利用申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第2号)・団体調書(様式第3号)
 - (3) 対象団体の規約
 - (4) 対象団体の役員名簿もしくは構成役員が記載されている書類
 - (5) その他会長が必要と認める資料
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項第3号及び第4号の書類の提出を省略することができる。
- (1) プログラム3の申請を行わない場合
 - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体が申請を行う場合
- 3 申請書類の受付は、事務局(瀬谷区区政推進課)で行う。
- 4 申請書類の提出は、メール、持参又は郵送による。
- 5 持参による申請書類の受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで受け付ける。
- 6 郵送による申請書類の提出は、簡易書留によるものとする。また、受理日については、協議会の事務局に到達した日を受理日とする。

(承諾・不承諾)

- 第7条 前条の申請があったときは、会長は、承諾又は不承諾の決定を行い、申請者に対し、通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(対象事業の変更・中止)

- 第8条 前条の規定に基づき承諾の決定通知を受けた団体(以下「承諾団体」という)が、申請内容を変更又は中止する場合には、事前に事業内容変更・中止届(様式第5号)を、速やかに会長に提出するものとする。ただし、変更内容が軽易なものについては、この限りではない。

(事業報告書類)

- 第9条 承諾団体は、事業終了後速やかに、次に掲げる実績報告書類を会長に提出しなければならない。
- (1) 「GREEN×EXPO 2027 瀬谷 応援プログラム」事業報告書(様式第6号)

- (2) 実施状況報告書（様式第7号）
- (3) その他、会長が必要と認める書類

（承諾の取消し）

第10条 会長は、承諾団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、プログラム申請への承諾の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象団体又は対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 事業を中止又は廃止したとき（第8条に定める事業内容変更・中止届が承認されなかったときを含む。）
- (3) 前条に定める事業報告書類等の実績報告書類が提出されないとき。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 申請した内容以外で、協議会からの配布物を使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (6) この要綱に違反したとき。
- (7) その他、不正な行為があったとき。

（配布物の返還）

第11条 会長は、前条の規定に基づき承諾の取消しを行った場合において、既に配布された配布物の返還を求めるものとする。

- 2 花苗等の配布時の状態で返還することが困難であるときは、配布時の金額に相当する金額の返還を求めるものとする。
- 3 承諾の取消しが、承諾団体の責に帰すべき事由によるものでないときは、前項で定める金額の返還は求めないものとする。

（公表）

第12条 会長は、申請団体及び承諾団体の概要（団体名、所在地、代表者等）、事業計画の概要及び配布物の内訳を公表できるものとする。

（事務）

第13条 この要綱に定める事務は、協議会の事務局（瀬谷区区政推進課）で行う。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

（失効）

この要綱は、協議会の解散をもって失効する。